

令和8年度大島学園「学校いじめ防止基本方針」

1 大島学園におけるいじめ防止等のための目標

(1) 大島学園児童生徒の実態

令和7年度大島学園学校経営要綱から

- ア 前期課程・後期課程9年間を見通した教育と小規模校・少人数学習による確実な学力の定着が必要
- イ 高校生から自活できるようになるための基本的な生活習慣の確立が必要
- ウ 人間関係力(挨拶・思いやり)の向上が必要

(2) 令和8年度大島学園目標

いじめは「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは、どの学校にもどの子にも起こりうる」「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という認識・危機意識・信念のもと、大島学園の児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、また学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように、家庭と学校、地域・関係機関が連携して対応し、「いじめはしない、させない、みのがさない」をキャッチフレーズに学校全体が協働していじめの早期発見・早期対応・未然防止の取り組み・解消に努めていく。

(3) 令和8年度重点目標

ア いじめの未発見、未解決ゼロを目指す

「いじめはどの学校、どの子にも起こりうる」という認識のもと、いじめの早期発見・早期対応に努めることが重要である。そこで、いじめの件数がゼロであることは、今あるいじめを見抜けていないのではないのかという立場に立ちたい。いじめの発見件数がゼロであることを目指すのではなく、いじめの未発見、未解決ゼロを目指す。

イ 組織的、継続的対応を目指す

いじめ問題の対応については、校長のリーダーシップのもと、学校全体での組織的、継続的な取り組みを行うことが必要である。

また、いじめの早期発見・早期対応においては、児童生徒が発する悩みや不安のサインに気づき対応する取り組みを、学校の組織として構築し、児童生徒の情報を全職員で共有しておくことが必要であり、下図のような指導体制のもと、具体的な取り組みを推進する。

- ① 「児童生徒指導委員会」を設置し、定例的な会議を行う。
- ② いじめ問題に対応する担当者を明確に位置づける。
- ③ 「いじめに特化したアンケート」によって明らかになったいじめの有無や内容等について、本委員会での点検や学年からの報告によって情報を確実に把握するとともに、全教職員が共有化できるようにする。
- ④ 「校内生徒指導委員会」で定期的に評価を行い、学校の組織機能の点検を行うとともに、評価や点検で明らかになった課題について、早急に改善を図る。
- ⑤ 「校内報告・連絡マニュアル」等を作成して、いじめの報告・連絡体制を整備するとともに、職員会議等において、全教職員間の確実な情報の共有化と共通理解を図る。
- ⑥ 「学校生徒指導委員会」において、学校の取り組みを報告し、方針等の見直しを行う。

(4) 数値指標

児童生徒生活アンケートによる認知件数の確認

(5) 児童生徒教師行動目標

いじめはしない、させない、みのがさない

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法（第2条）においては「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの防止等のための基本的な方針】（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

全ての児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶する。そのために、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組む。

【いじめの具体的な態様について】

■心理的な攻撃

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる。
- ・仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。

■物理的な攻撃

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

【運用について】

児童生徒間のトラブルを単に「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまでも調査のための指標であり、学校は常に児童生徒の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することを目的とする。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取り組み等）

（1）児童生徒への指導の充実

ア 人間関係スキル育成の取り組みの推進

- ・校務分掌担当者から提案される取り組みを確実に実施
（具体的な日常的な取り組み例：構成的エンカウンター等の活用による学級集団づくり、正しい言葉遣いができるようになる運動、誰よりも先に挨拶運動などの意図的・計画的な実施 等）

イ 生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の工夫ある計画的な推進

- ・命を考える週間の設定 等

ウ 基本的生活習慣や規範意識の育成

- ・教職員の共通理解と連携による指導の徹底（学びと生活のすすめの重点的な項目の徹底）
- ・規範意識を育む体験活動の充実（異年齢交流活動、総合等における地域の高齢者等との交流）
- ・家庭・地域との連携 等

(2) 学級・学年集団の育成

ア いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進

- ・教師が、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる居場所を提供
(個々が活躍できる場と機会を保証、集団内で傷つかないことを保証するためのルールを確立)
- ・児童生徒が、主体的に取り組む活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、絆づくりを行う。教師は、そのための「場」や「機会」を準備
(学級活動の話合い活動の重視、授業における交流活動の実施) 等

イ 児童生徒の自治的活動の推進

- ・児童・生徒会によるあいさつ運動
- ・児童・生徒会主催によるいじめに特化したワークショップ
- ・児童生徒によるいじめ対策基本方針の作成 等

ウ 児童生徒の連帯感や存在感を高める体験活動の推進

- ・大島合同文化祭・敬老給食会等の実施
- ・合同地域交流活動の実施
- ・縦割り活動の実施 等

(3) 家庭・地域連携の教育活動

ア 家庭との連携の促進

- ・家庭向けリーフレットの配付・活用

イ 地域との連携の促進

- ・みあれ祭、大島山笠、全島運動会、大島七夕祭 等

3 いじめの早期発見 (いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等)

(1) 基本的考え方

いじめは外から見えにくい形で行われることが多く、見ようとしなければ兆候を見過ごしてしまう危険性が高い。そのため、学級担任を中心に全教職員が自覚と責任をもって、児童生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見に努める。したがって、日頃から学校全体で児童生徒の生活状況のきめ細やかな把握に努める。さらに、教職員相互における緊密な情報交換により共通理解を図るとともに、校長を中心とした学校組織体制の中で一致団結して取り組む。いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からも発せられる。また、短期間、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに真摯に対応する。なお、児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮する。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 教師の視点からの早期発見の取り組み

- ・年度当初のいじめの早期発見・早期対応の手引き周知確認、いじめの認識について課題の再確認
- ・担任や学年の教諭、養護教諭等、複数の目による観察と情報共有
- ・日常的な様相チェック (健康観察、生活アンケートやホームルーム・学年集会等での様相観察等) を前期部会・後期部会で情報交換
- ・毎月1回の職員会議後に児童生徒情報共有の時間を設け記録の追加修正をする。(リフレクション)
- ・スクールカウンセラー等専門家による様相観察
- ・地域・関係機関からの情報収集

イ 児童生徒の視点からの早期発見の取り組み

- ・相談ポストの点検 (いつでも相談できる環境作り)
- ・全校一斉の生活アンケート調査を毎月1回以上実施
(安心して子どもが書くことができるアンケートの実施、学年・担任で差が出ないこと)
- ・生活アンケート内容の複数教師による点検
- ・生活アンケートのファイルへの保存と職員への共通理解の場や機会の設定
- ・アンケート実施後の教育相談の設定と時間の確保

・年度当初に宗像市ハッピークローバーや福岡県のいのちの電話など困ったときに相談できる諸機関に就いて児童・生徒への周知を図る。

ウ 保護者の視点からの早期発見の取り組み

・日頃からの児童生徒及び保護者との信頼関係づくり（学級通信や家庭訪問等）

・保護者の家庭におけるチェックポイントについては、家庭や地域に広く知らせる。

（6月、10月、福岡県が行う「県下一斉親子ふれあい運動」の「いじめ撲滅月間」の取組の一つとして配付）【資料2参照】

・地域連携の機能を生かし、家庭と連携したいじめの早期発見・早期対応の取組を実施

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方 いじめの発見・通報を受けた場合には、次のような考え方で対応にあたる。

ア 特定の教職員で抱え込まず、迅速に学校組織として対応する。

イ 被害児童生徒を守り通す。

ウ 加害児童生徒には毅然とした態度で指導する。

エ 学校・関係機関・専門機関と連携を図る。（いじめの報告体制については、図1のとおり）

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。

イ いじめの相談や訴え、兆候があった場合は、関係児童生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認をする。

ウ 通報を受けた職員は、校内いじめ不登校対策委員会及びいじめ問題担当者に情報を提供する。

エ 校長は、責任をもって市教育委員会に報告し、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

オ 指導困難な場合、犯罪行為であると認められる場合は、ためらわずに所轄警察署と相談し対処する。

カ 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。（発達障がいを含む、障がいのある児童生徒、外国につながる児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、被災児童生徒など）

（3）いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

<一次対応（緊急対応）>

①いじめの事実関係を正確に把握します。

・「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた）か」を、本人に具体的に確かめながら記録する。

・聴き取りをした内容については時系列に整理する

・聴き取りは最も信頼されている教師等が対応するなど、学校全体で組織的に対応する。

②いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をします。

・緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校（相談室・保健室等）

③校長及び関係職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝えます。

・聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告する。

・保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮する。

④教育委員会へ速やかに報告する。（電話での報告→委員会の指示の上、報告書を提出）

※ いじめと認知した事案についてはすべて報告を行う。

※ 「生徒指導上の諸問題に関する調査」（月例報告）における「暴力行為」の中の「生徒間暴力」の中には、

「いじめ」に該当するものがある。その場合には、「生徒間暴力」の件数と併せて、「いじめ」の件数に計上し報告する。

※ 「いじめ」事案のうち、児童生徒の生命または身体の安全がおびやかされるような重要な事態に至るおそれがあると考えられるものについては、「事件・事故に関する『報告』」により速やかに提出する。

<二次対応（短期対応）>

- ⑤保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた児童生徒を支援する体制を整える。
- ・「校内生徒指導委員会」等において、いじめられている児童生徒の指導・援助の方策案を立てる。
 - ・支援の体制及び方針について、全職員で共通理解する。
 - ・いじめられている児童生徒と信頼関係が最もできている教師を担当リーダーとする。
 - ・担当リーダーとなった教師が中心となって、児童生徒を支援する。
 - ・児童生徒にかかわりの深い教師数名でプロジェクトチームを組織し、担当者の日常的な指導や援助（意識高揚、共感的人間関係づくり、自己存在感が実感できる学級づくり）に対してサポートしていく。

<三次対応（長期対応）>

- ⑥いじめられた児童生徒の学級及び集団への適応を促進する。
- ・日常的な観察や、月に一度の生活アンケート調査の実施等を通して、継続して十分な配慮を行う。
 - ・ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニングなどの実施する
 - ・別室登校等を弾力的に行う
 - ・人権意識を高める道徳・特別活動等の実践、いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりを行う。

Point : ①いじめられている児童生徒の心情を十分理解するとともに、「あなたを全面的に支援する。そして守り抜く」ことを伝えるような対応を行う。「いじめられる側にも問題がある」という対応は絶対に行わない。

②学校内だけでなく、教育委員会や関係諸機関とも情報の共有化、共通理解を図る。

③組織的な対応を行うとともに、家庭・地域、教育委員会、関係諸機関と連携した取組を行う。

（４）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

<一次対応（緊急対応）>

- ①いじめの事実と経過を、複数の教師で確認する。
- ・いじめた児童生徒が複数の場合、複数の教師で同時に事実と経過を聴く。
 - ・「いつ、どこで、誰に、何をした（言った）か」を、具体的に記録する。
- ・事実関係の確認と指導を明確に区別する。
- ②校長、関係職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝える。
- ・聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告する。
 - ・複数の教師で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握する。
 - ・保護者との信頼関係を築き、共通理解や協働意識を持って解決を図る。

<二次対応（短期対応）>

- ③いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図る。
- ・「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などのいじめの態様に応じた適切な対応する。

<三次対応（長期対応）>

- ④規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。
- ・保護者の養育態度の変容を図る。
 - ・共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取り組みをする。

Point : ①いじめ正当化の心的メカニズムを十分理解し指導を行う。

- ・「責任の回避」…やらなかったら自分がやられる、みんなもやっている。
- ・「危害の否定」…たいした害は与えていない、口で言っただけだった。
- ・「被害の否定」…相手はやられて当然のことをした。
- ・「非難者への非難」…自分だっていじめられた経験がある、大人だってやっている。
- ・「高度の忠誠心への訴え」…自分の所属集団のルールからすれば間違っていない。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- イ いじめの解決とは、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ア 教職員がSNSの仕組みやLINE等の問題点とその対策について理解する。
- イ ネット上の不適切な書き込み等については、記録を残し、消去せずに警察に速やかに連絡する。
- ウ 必要に応じ、法務局、地方法務局、所轄警察署等の協力や援助を求める。
- エ 市教育委員会と連携しネット上のトラブル発見に努める。
- オ 発見しにくいパスワード付きサイトやSNSのメールを利用したいじめについて、保護者の理解を図っていく。
- カ 宣言文を作成し、保護者へ配布して協力を依頼し、連携して取り組む。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

- ア 重大事態とは、次のような状況である。
 - 児童生徒が…
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- イ 重大事態が発生した場合は、市教育委員会または学校の下に、実態調査のための組織を設け調査を行う。
- ウ 組織は、市教育委員会の指導・支援を受け、弁護士や精神科医、学識経験者、心理福祉の専門家、当該事案と人間関係又は利害関係の無いもので構成する。
- エ 調査結果は、宗像市長に報告する。

※重大事案発生の際の危機管理マニュアルについては、図2に記載

(2) 調査結果の提供及び報告

- ア いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、いつ、誰から、どのような態様であったか、学校の対応はどうであったかについて、説明する。
- イ 調査結果は、宗像市長に報告する。

6 いじめ防止等のための職員研修

(1) いじめ防止のための研修

- ア 年度当初いじめ対策の基本方針、いじめ理解、いじめを防止する取り組み、保護者や地域との連携の仕方等について共通理解を図る。
- イ SC等の専門家を招聘した大島学園研修会を夏季休業中に実施する。
- ウ 福岡県教育センター等の研修会へ参加し、学んだことを職員に伝える。

(2) 生徒指導部会

- ア 校内研修会の企画・指導方法・技法の研修や特定の複雑で解決が困難な問題等に関する対応の協議を行う。

7 その他（各取組のPDCAサイクルについて）

- ア 「取り組み評価アンケート」（毎月）を実施し、生徒指導部（校内いじめ問題対策委員会）で実態分析を行う。調査で成果を明確にすると共に課題解決に向けて、学校全体、学年、学級、個に応じた取り組みを行う。
- イ 教職員で行う学校評価に、いじめ問題への取組を評価する項目を入れ、毎月評価を行い、その結果を学園運営協議会等に報告する。

8 いじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の役割・機能

○ いじめ防止対策推進法に係る組織について

- ア 各学校は、いじめ問題対策のための、校内生徒指導委員会を設置する。構成メンバーは、原則として校長、（副校長、）教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等から構成され、さらにこのメンバーからいじめ問題担当者を位置付ける。（学校の実態と事案の内容によって、構成員は、校長が決定する。）
- イ 校内生徒指導委員会では以下の取り組みを行う。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と点検
 - ・年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ・いじめの相談・通報の窓口
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等の情報収集と記録、共有
 - ・教職員の共通理解や意識啓発
 - ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・いじめ事案への対応
- ウ 学校のいじめ問題対策のための取り組みを徹底するため、学校いじめ問題対策委員会を設置する。（学園運営協議会のメンバーがこれを兼ねる。）
- エ 学園いじめ問題対策委員会では、以下の取り組みを行う。
- ・大島学園学校いじめ防止基本方針の承認
 - ・大島学園学校いじめ防止基本方針の見直しや改善案に対する意見

○ いじめ調査のための組織について

下記（2）から、いじめ調査のための組織の構成員は、事案の性質に応じて校長が指名する。なお、いじめ調査については、調査主体や調査意識を含めて、宗像市教育委員会の判断を仰ぐものとする。

（2）組織の構成員等

<大島学園>

組織の名称		児童生徒指導委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		教頭	—	—
		主幹教諭	—	教務主任
		教諭	生徒指導部	生徒指導主事
		教諭	—	特別支援コーディネーター
		教諭	—	各学年担任
		養護教諭	—	保健主事
	スクールカウンセラー	—	—	
外部専門家等	子ども相談係 スクールサポーター	—	—	

上記（2）から、いじめ調査のための組織の構成員を、事案の性質に応じて校長が指名する。

<学校いじめ問題対策委員会>

組織の名称		学校いじめ問題対策委員会（学園運営協議会）		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	人数
		校長	—	1人
		教頭	—	1人
		主幹教諭	—	1人
	教諭	生徒指導	2人	
	地域・保護者	P T A会長等	—	2人程度
		コミュニティー代表	—	1人
	外部機関等	宗像市教育委員会	指導主事等	2人程度
		福岡教育大学	教授	1人

9 いじめ防止等の年間指導計画

	いじめの未然防止の取組 【プロアクティブ】	いじめの早期発見の取組 【リアクティブ】	職員研修等	評価・分析の取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒指導委員会 いじめを生まない教育活動の推進 いじめの定義と報告の在り方の職員への周知 教育相談（定期ガイダンス）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート実施 相談ポストの確認 ハッピークローバーや福岡県いのちの電話など各相談機関の紹介と案内 教育懇談（定期ガイダンス） 	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初生徒指導に係る児童生徒の情報確認 児童生徒指導委員会研修 	実態分析
5月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒指導委員会 児童生徒理解のため職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート実施 家庭訪問 相談ポストの確認 		実態分析
6月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート実施 相談ポストの確認 	<ul style="list-style-type: none"> S C研修会 	実態分析
7月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒指導委員会 ネットいじめ防止学習 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート実施 相談ポストの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 人権・同和教育研修 	実態分析
8月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談（定期ガイダンス）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 相談ポストの確認 教育懇談（定期ガイダンス） 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導・特別支援教育研修, S S W研修 	実態分析
9月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒指導委員会 非行防止学習① 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート実施 相談ポストの確認 		実態分析
10月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート実施 相談ポストの確認 		実態分析
11月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート実施 相談ポストの確認 	<ul style="list-style-type: none"> S C研修会 	実態分析
12月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒指導委員会 非行防止学習② 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート実施 相談ポストの確認 		実態分析
1月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒指導委員会 教育相談（定期ガイダンス）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート実施 相談ポストの確認 教育相談（定期ガイダンス） 		実態分析
2月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒指導委員会 教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート実施 相談ポストの確認 	<ul style="list-style-type: none"> S C研修会 	実態分析
3月	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒指導委員会 暴力団排除学習 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート実施 相談ポストの確認 		実態分析

図1 【いじめの報告体制】

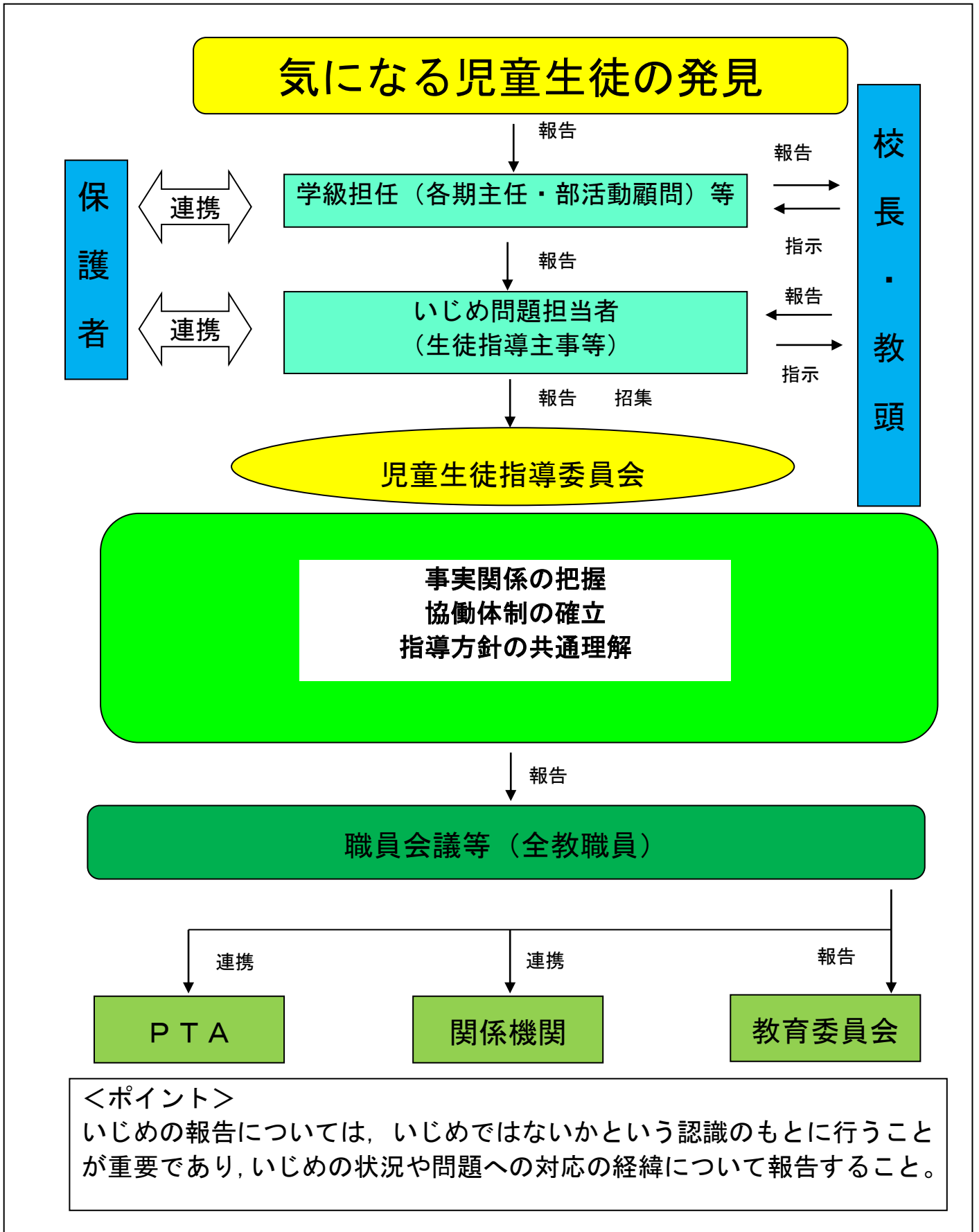
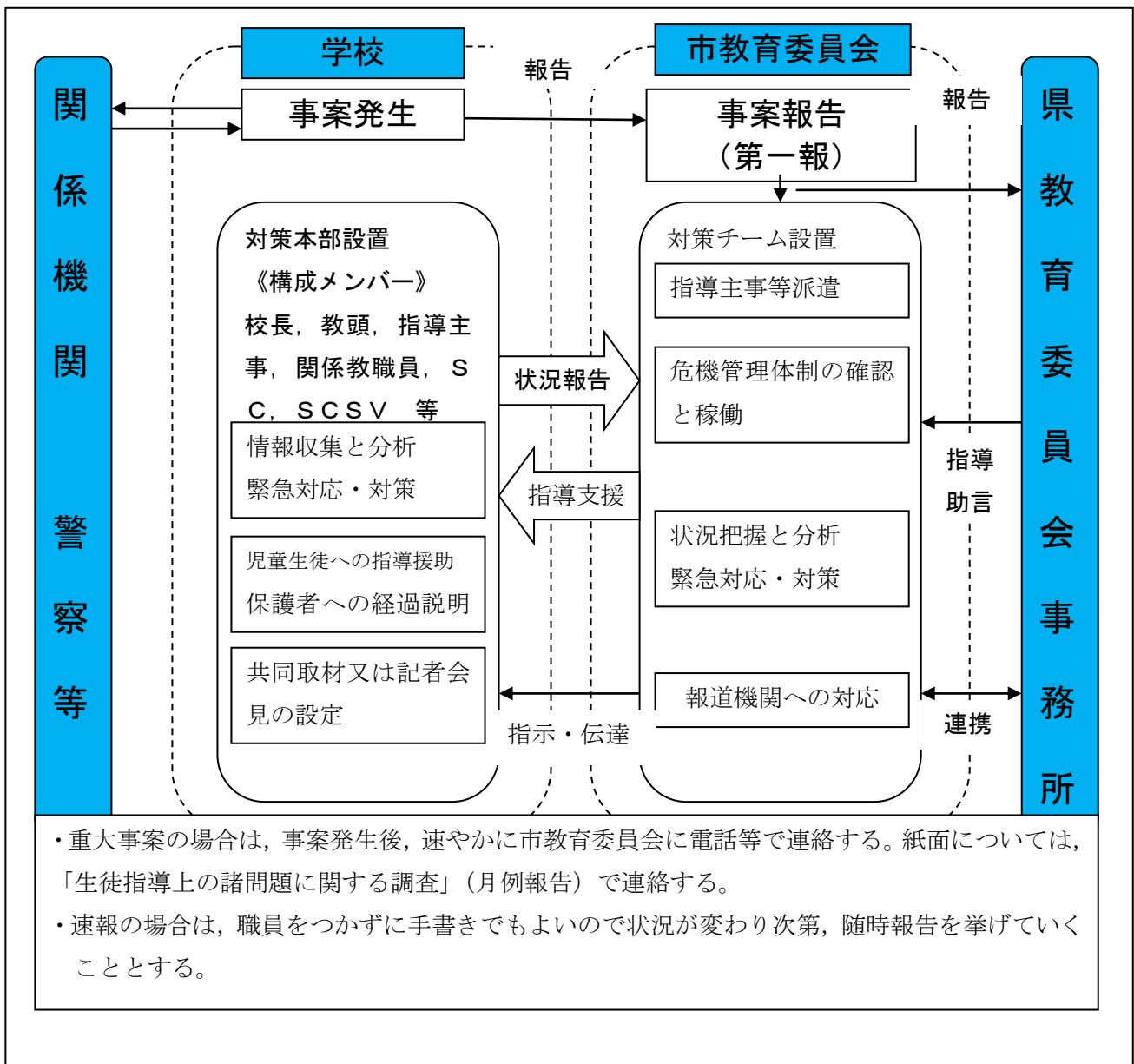


図2 【重大事案発生の際の危機管理マニュアル】



資料1 様相チェック〈学校における様相チェック例〉

場面	主なチェックポイント (例)
登校時から朝の会	①一人で登校し、表情が暗い ②友だちからのあいさつや声かけがない ③はっきりした理由のない遅刻・欠席・早退が断続的、連続的にある
教科等の時間	①二人組やグループ学習をするときに、机を離されたり、残されたりする ②発表をするとからかいや嘲笑が起こる ③学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている
休み時間	①一人でポツンといることがある ②遊びの中で、いつもオニの役やいやな役をやらされている ③休み時間前にはなかった衣服の汚れや擦り傷などがある
昼食時間	①敬遠されがちなメニューが山盛りに盛られている。意図的な配り忘れがある。 ②机が離され、隙間がある状態でグループ(班)がつくられている ③いつも食器やごみの後片付けをしている

清掃時間	<ul style="list-style-type: none"> ①友だちが同じ掃除区域になりたがらない ②机・椅子の移動の際、机・椅子が取り残されたり誰も移動しようとしなかったりする ③誰もやりたがらない役割をいつもしている
帰りの会から下校時	<ul style="list-style-type: none"> ①帰りの会で、責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い ②配付したプリント等が渡っていないことがある ③なかなか帰りたがらない、もしくは慌てて帰ろうとするなど、友だちと違ったペースで下校する
クラブ・部活動の時間	<ul style="list-style-type: none"> ①一人で準備や後片付けをさせられている ②失敗すると笑われたりひどい言葉を投げかけられたりする ③練習中や休憩中、一人でボツンとしている

- point ; ①チェックポイントの数については、継続的、確実な観察が行われるよう7場面3項目に焦点化している。7場面中いくつかの(どの)場面で観察を行うのか、どのようなチェックポイントを設定するのか実態に合わせて各学校において十分協議を行い、チェックリストを活用し教師の視点から早期発見に努める。
- ②担任や学年の教諭、養護教諭等、複数の目によって観察する。
 - ③教職員で共有できる事案については、共有し連携する。

資料2 様相チェック〈家庭における様相チェック例〉

いじめを早期に発見するために、下の項目を参考にチェックしてみてください。	
変化 日常生活の	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、すり傷やあざなどがある。 <input type="checkbox"/> 登校時刻になると、身体の不調を訴え登校をしづらくなった。 <input type="checkbox"/> 食欲が急に落ちる、寝つきが悪い、笑顔が減った。 <input type="checkbox"/> 意味なく夜更かしし、極端に寝起きが悪くなった。 <input type="checkbox"/> 妙ににこにこしたり、気をつかいすぎたりすることが多くなった。
の変化 持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 持ち物や勉強道具などがなくなったり、落書きをされたりしている。 <input type="checkbox"/> カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れている。 <input type="checkbox"/> 家庭から物やお金を持ち出したり、必要以上に小遣いを要求したりするようになった。
の変化 友人関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりした。 <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかつたり、友達の誘いを断つたりするようになった。 <input type="checkbox"/> 学校や友達に対する不平や不満を口にすることが多くなった。
関係の変化 家族との	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ささいな事で怒ったり、家族に八つ当たりしたりするようになった。 <input type="checkbox"/> 家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達の話題を避けたりする。
からの発見 側	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 買ってやっていないものを持っている。 <input type="checkbox"/> お金のつかい方が荒くなった。 <input type="checkbox"/> 親の言うことをきかなくなり、反抗的態度をとるようになった。 <input type="checkbox"/> 親が部屋に入るのを極端に嫌がるようになった。

- point ; ①保護者の家庭におけるチェックポイントについては、学校日より等家庭や地域に広く知らせておく。
(10月、福岡県が行う「県下一斉親子ふれあい運動」の「いじめ撲滅月間」の取組の一つとして配付する。)
- ②各学校において、各地域コミュニティの連携機能を生かし、家庭と連携したいじめの早期発見・早期対応の取組を実施する。
 - ③教職員で共有できる事案については、共有し連携する。